

実習中の注意事項

2022年4月1日

そうか光生園

1 守秘義務

実習中に知り得た利用者のプライバシーに関することは他に漏らしてはいけません。

上記の趣旨から、台帳の閲覧はできません。ただし、実習の課題として利用者の情報収集が必要な場合に限り、時間と場所を定めて閲覧する事は可能です。

2 特定活動の禁止

政治活動、宗教活動（布教）、署名活動はしてはいけません。

3 プライバシーに関する立ち入り

実習目的以外に、利用者の私的生活部分にかかる聞き取りは行わないでください。（家族の状況、出身、入園前の生活等）利用者から話を受けた際は、傾聴のみに徹してください。

4 接遇

利用者の呼称は「～さん」、利用者の部屋に入る場合は許可を得てください。あいさつ等の礼儀は徹底してください。

5 価値観の押し付け

利用者個々に自分自身の生き方があり、それぞれの利用者の生活の中で培ってきた様々な価値観を持っています。実習生の皆さんと異なっても、それを強要することは人格の無視につながりかねません。一方的な押し付けのないようにしてください。

6 利用者の緊急事態

利用者の異変に気づいたときは、直ちに職員へ連絡してください。（実習生の判断で勝手に動かないこと。）

7 事故防止

移乗介助など一人では行わないでください。（職員からの指示、もしくは職員と一緒に体験する場合は除きます。）

利用者へ与薬や塗り薬の塗布は行わないでください。（薬の飲み残しを見つけた場合は、直ちに職員へ連絡してください）。

8 利用者からの依頼

実習中は、利用者からの私的なボランティアや買い物等の依頼は受けないことが望ましいです。もし利用者からそのような依頼を受けた場合は、職員に相談してください。また、自宅の電話番号や住所を聞かれた場合は「実習中」であることから断ってください。もし困ったことがありましたら、職員まで報告をお願いします。

なお実習後、ボランティア・知人として依頼を受けることもあるかもしれません。実習の趣旨を理解し、お断りしていただいた方が望ましいと考えています。施設行事の機会に、ボランティアとして参加いただける方は、職員までお知らせください。

9 利用者状況とその理解について

利用者の中には、要求が多い方もいらっしゃいます。その要求を全て受け入れ、全て支援することが、その方にとって最良の介助とは限らないと考えます。また、他利用者の方の介助の途中や手が離せない場合、それらの要求に対し速やかに対応出来ない事もあります。職員の利用者の方への対応を一場面だけで判断するのではなく、生活全般を通して理解するよう努めてください。

1.0 利用者との関わりについて

当施設は、障害のある成人利用者が生活する入所施設です。身体障害を主としていますが、知的障害、精神障害等の複数重複されている方もいます。障害や行動特性から、利用者、実習生や職員も、傷つけようとするつもりはなくとも、ケガにつながるおそれのある場合も考えられます。

不必要に心配しすぎることはありませんが、言葉にできないことで、発声、ボディタッチ等といった形で、関わりたいことを表現することもあるかもしれません。有意義な実習となるよう、感じたことは職員に聞いてください。

1.1 実習上の指導について

配属棟の職員のみに限らず、施設職員からの助言についても、実習上の指導としてきちんと受け止めてください。